

平成 22 年度以前の病院事業会計の債権管理について（報告）

阪南市民病院を、市直営で運営していた平成 22 年度以前の診療費の未収金等について、平成 23 年度以降の会計処理に不適切な取扱いがあり、督促等の債権管理が適切に行われていなかったことから、既に時効が成立し、回収不能となった恐れがあります。

また、未収金回収等による現金や預金通帳が、病院事業会計に計上されずに別に保管されていた事実が明らかになりました。

1. 経過

①平成 29 年 9 月

市税の債権管理の議会質疑に関連して、健康部において、念のため、市直営の病院運営が行われていた平成 22 年度までの診療費の未収金等について、平成 23 年度以降の担当者に確認。また、阪南市立保健センターの金庫から、現金及び預金通帳を確認。

②平成 29 年 10 月

内部調査で、診療費の未収金等について、未収金台帳は作成されていたものの積極的な債権管理が行われず、既に時効になっていることが判明。また、明らかになった現金及び預金通帳は、病院事業会計に計上されていないことが判明。

③平成 29 年 12 月

健康部から市長等に報告

2. 診療費の未収金（※平成 30 年 1 月 11 日時点で把握できた事項。数値は推定）

未収金 (平成23年4月1日現在)		平成23年度以降回収分 (平成27年5月末現在)		平成23年度以降未回収分 (平成27年5月末現在)	
金額(円)	延人数(人)	金額(円)	延人数(人)	金額(円)	延人数(人)
4,428,840	252	613,560	47	3,815,280	205

3. 保健センター金庫に保管されていた現金及び預金通帳

現金：130,000 円

預金通帳：既に解約済のものも含めて 7 口座

※残金 839,365 円（最終取引は平成 25 年度）

4. 現時点で確認できている事項

現金及び預金通帳は、市直営時代の市立病院の釣銭等の小口現金や病院事業のために、今日にいたるまで保管されていたが、現時点において、私的流用の事実は確認されていない。

（平成 23 年 4 月から、市民病院は指定管理者が運営）

5. 今後のスケジュール

平成 30 年 3 月議会開会前までに結果を公表予定